

## 船舶事故調査報告書

令和8年4月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 高橋 明 子

<b>事故種類</b>	衝突
<b>発生日時</b>	令和7年4月16日 14時15分頃
<b>発生場所</b>	長崎県対馬市上対馬 <sup>きんざき</sup> 琴埼北東方沖 琴港島防波堤東灯台から真方位032° 2.3海里（M）付近 （概位 北緯34° 35.0′ 東経129° 29.1′）
<b>事故の概要</b>	漁船 <sup>ひる</sup> 博丸は、南南西進中、また、漁船日の出丸は、船首を南南西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 博丸は、左舷船首部に破口を生じ、また、日の出丸は、船長及び甲板員が負傷し、右舷船尾部に破口を生じた。
<b>事故調査の経過</b>	令和7年5月20日、主管調査官（門司事務所）を指名した。 後日、1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 博丸、4.6トン NS3-89396（漁船登録番号）、個人所有 10.77m（Lr）×2.90m×0.90m、FRP ディーゼル機関（船内機）、221kW（動力漁船登録票による）、昭和59年5月26日 B 漁船 日の出丸、2.1トン NS3-87021（漁船登録番号）、個人所有 7.84m（Lr）×2.08m×0.80m、FRP ディーゼル機関（船内機）、66.20kW、昭和61年1月 第290-67563号（船舶検査済票の番号）
<b>乗組員等に関する情報</b>	A 船長A 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年5月19日 免許証交付日 令和6年12月23日 （令和12年5月18日まで有効） B 船長B 85歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月4日 免許証交付日 令和6年12月23日 （令和12年1月31日まで有効）

	甲板員B 63歳
死傷者等	A なし B 重傷 2人（船長B、甲板員B）
損傷	A 左舷船首部に破口等 B 右舷船尾部に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、令和7年4月16日05時10分頃に上対馬町琴漁港を出航し、操業後、12時00分頃に同町比田勝港で水揚げし、14時00分頃に琴漁港に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長Aは、琴漁港に向けて自動操舵の針路を設定する際、前路を目視及び1.5Mレンジに設定したレーダーで確認して他船を認めず、自動操舵として約13ノットの対地速力でA船を南南西進させた。</p> <p>船長Aは、向かい波によって船内に打ち込んだ海水が操舵室内に滴り落ちてきたので、ぬれた航海計器（レーダー、魚群探知機、GPSプロッター）をタオルで拭いていたところ、14時15分頃、A船と漂泊中のB船とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突後、A船及びB船の損傷状況を確認した際、船長Bから腰が痛いと聞いたが、A船は、B船が投入していたパラシュート型シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）の引上げ索がプロペラに絡んでいて、引上げ索を切断したものの、B船に近づくことができなかった。</p> <p>船長Aは、家族に連絡して救援を依頼した。</p> <p>A船は、B船がパラアンカーを切り離して自力航行で現場を離れた後、来援した家族の小型船にえい航されて琴漁港に戻った。</p> <p>船長Aは、入港後、所属する漁業協同組合担当者に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、一本釣り漁の目的で、13時00分頃に上対馬町五根緒漁港を出航した。</p> <p>船長Bは、13時30分頃、琴漁港北東方沖でB船の船首を南南西方に向け、パラアンカーを投入して機関を停止した。船長Bは右舷中央部付近で、甲板員Bは左舷中央部付近でそれぞれ一本釣り漁を開始した。</p> <p>船長Bは、右舷船尾方からB船に向かって航行してくるA船を認めた際、B船に用事があるって接近してくるものと思っていた。</p> <p>船長Bは、甲板員Bと共にA船を見ていたところ、A船が減速することなく接近してくるので、衝突の危険を感じて甲板員Bと共にA船の方に向かって大声を上げた後、A船との衝突を避けようと機関を始動したが間に合わず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突後、自身と甲板員Bの負傷状況を確認してから、A</p>

	<p>船及びB船の損傷状況並びにA船の乗組員が負傷していないことを確認し、所属する漁業協同組合担当者に本事故の発生を通報した。同担当者は、海上保安署に通報した。</p> <p>船長Bは、親族に救援を依頼し、来援した親族の小型船にパラアンカーの揚収を依頼した後、B船を操船して五根緒漁港に戻った。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、帰港後、自家用車で対馬市所在の病院に向かい、船長Bが第9胸椎椎体骨折、甲板員Bが右肩<sup>けん</sup>腱板断裂と、それぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Bは、A船が僚船であり、B船に用事があって近づいて来ているものと思っていたので、衝突の危険を感じた時にはモーターサイレンで注意喚起する余裕がなかった。</p> <p>船長A、船長B及び甲板員Bは、いずれも救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、琴漁港北東方沖を航行中、船長Aが、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、航海計器に海水がかかったことで、同計器内に海水が入らないよう拭く作業に気を取られ、周囲の見張りがおろそかになっていたものと考えられる。</p> <p>B船は、琴漁港北東方沖において、船首を南南西方に向けて漂流して操業中、船長Bが、右舷船尾方からB船に向かって航行するA船を認めていたものの、注意喚起することもなく、避航動作が遅れたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船が僚船であったことから、何か用事があってB船に接近してくるものと臆断し、避航動作等が遅れたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、琴漁港北東方沖において、A船が南南西進中、B船が船首を南南西方に向けて漂流して操業中、船長Aが前路の見張りを適切に行っていなかったため、また、船長Bが、A船がB船に用事があって接近してくるものと臆断し、A船に対する避航動作等が遅れたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、航行中、特定のことに意識を向け過ぎず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・船長は、漂流中に自船に接近してくる他船を認めた場合、自船に</li> </ul>

	気付いていると思わず、自船の存在を示すために注意喚起信号を行い、十分余裕のある時機に機関を始動して移動する等の避航措置を採ること。
--	---

付図1 事故発生経過概略図

